

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(施行：平成24年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県すこやか長寿財団（以下「当法人」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、事務局長を兼ねる常勤役員に対しては、役員報酬等は支給せず、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、給与を支給する。
- 4 評議員には、定款第16条に定める金額内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める限度額の範囲内とし、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等への出席1回につき別表2に定める額とする。
- 3 各評議員に対する報酬は、評議員会への出席1回につき別表3に定める額とする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、本人指定の金融機関へ口座振込で支給するものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会や評議員会出席の都度、現金で支給することができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、また前払いを要するものについては前もって、現金で支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 「常勤役員の報酬等の限度額」

1人あたり年間500万円までの範囲

別表2 「非常勤役員の報酬」

理事長	9,000円
非常勤役員(理事長を除く)	8,000円

別表3 「評議員の報酬」

評議員	8,000円
-----	--------